

平成26年3月31日

主文

本件審査請求を却下する。

理由

第1 本件審査請求の趣旨

日本年金機構〇〇年金事務所徴収職員が審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、後記第2の2記載の原処分を取り消すとの裁決を求めるといふことである。

第2 本件審査請求に至る経緯

1 健康保険法上の健康保険及び厚生年金保険法上の厚生年金保険の適用事業所であるa社(事業主は代表取締役A。以下「本件会社」という。)は、健康保険料合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円、厚生年金保険料合計〇〇〇〇万〇〇〇〇円及び児童手当拠出金合計〇〇万〇〇〇〇円並びに延滞金合計〇〇〇万〇〇〇〇円の総計〇〇〇〇万〇〇〇〇円(以下、これらを併せて「本件滞納保険料等」という。)を滞納していた。

2 厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の督促及び滞納処分に係る権限を受任した日本年金機構(健康保険法第180条、第204条第1項第15号、厚生年金保険法第86条、第100条の4第1項第29号)の〇〇年金事務所徴収職員(以下「本件徴収職員」という。)は、平成〇年〇月〇日、本件滞納保険料等を徴収するため、本裁決書添付の別紙財産目録記載の有体動産(以下「本件被差押動産」という。)を差し押さえる処分(児童手当拠出金に関する分を除くその余の部分以下、「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、「本件被差押動産は、請求人が平成〇年〇月〇日に本件会社から買い受けてその引渡しを受けたから、請求人所有の財産である。原処分は、滞納者である本件会社の財産ではなく、第三者である請求人所有の本

件被差押動産を差し押さえたものであって、違法である。」と主張して、当審査会に審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 原処分は、本件会社を名宛人として、本件会社に対してなされたものであり、請求人に対してなされたものではない。したがって、請求人は、原処分の相手方ではないから、原処分について審査請求をすることのできる地位にはない。しかし、行政事件訴訟法第9条は、処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができる」と規定し(第1項)、処分の相手方以外の者について前項の法律上の利益の有無を判断するに当たって裁判所が考慮すべき事項等を定めている(第2項)ことからして、請求人が原処分の相手方以外の者であることを理由として、審査請求をすることができないとすることに疑問の余地がないでもない。そこで、検討するに、請求人は、本件会社に対する原処分により、自己の財産を差し押さえられたと主張しているのであるから、請求人が本件被差押動産の所有者であると証拠上認定することができるのであれば、請求人は上記「法律上の利益を有する者」に当たると解するのが相当であるが、証拠上そのように認定することができない場合には、特段の事情のない限り、原処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるとはいえないから、請求人は、上記「法律上の利益を有する者」には当たらないといふべきである。そして、処分の取消しを求める当事者適格に関する立証責任は、処分の取消しを求める当該当事者に課されると解されることをも併せ考慮すると、本件においては、請求人が本件被差押動産が請求人に帰属することの立証責任を負うものと解するのが相当である。

2 ところで、物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力

を生じ、動産に関する物権の譲渡は、その動産の引き渡しが必要ならば、第三者に対抗することはできない（民法第176条、第178条）とされているが、自動車登録ファイルに登録された自動車については、その所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができないとされている（道路運送車両法第5条第1項）。〇〇運輸支局長作成の平成〇年〇月〇日付及び同年〇月〇日付各登録事項証明書によると、本件被差押動産のうち、ショベル・ローダ（以下「本件ショベル・ローダ」という。）は自動車登録ファイルに登録された（登録番号：〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇）道路運送車両法上の自動車であること及び請求人は、本件ショベル・ローダの所有権の取得について登録をしていないことが認められるから、請求人主張に係る本件ショベル・ローダの所有権の取得をもって保険者に対抗することはできないものといわざるを得ない。また、本件被差押動産のうち、排土板（以下「本件排土板」という。）は、本件ショベル・ローダのアームに取り付けるアタッチメントの一種であるから、本件ショベル・ローダとは主物、従物の関係に立つと解するのが相当である。そして、従物は、主物の処分に従う（民法第87条第2項）から、本件排土板についても、請求人主張に係る所有権の取得をもって、保険者に対抗することはできない。

- 3 そうすると、請求人は、本件被差押動産が自己の所有であることを保険者に対して主張することができないのであるから、原処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるとはいえない。請求人は、上記「法律上の利益を有する者」には当たらないというべきである。よって、請求人は、原処分に対して審査請求をする請求人適格を欠くといわざるを得ない。
- 4 よって、本件再審査請求は、不適法であって、その不備を補正することができ

ないことが明らかであるから、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条により、これを却下することとして、主文のとおり裁決する。